

様式第 10（第 5 条関係）（平11全通産令132・全改、平12通産令10・平27経産令 6・令元経産令

1・令2 経産令92・一部改正）

【書類名】 手続補完書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補完1】

【補完の内容】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 防護標章登録願について手続の補完をするときは、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とする。
- 4 「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 6 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ 商標登録を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「商標登録願を受けようとする商標」のように記載する。

ロ 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【商標登録出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する商標登録出願人の氏名若しくは名称を記載する。

ハ 商標登録を受けようとする商標を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄及び商標記載欄を設け、商標登録を受けようとする商標を記載する。

ニ 指定商品又は指定役務を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」、「【第○類】」及び「【指定商品（指定役務）】」の欄を設け、区分及び指定商品又は指定役務を記載する。

- 7 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】

【手続補完2】

【補完の内容】

- 8 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から43までと同様とする。